

平成26年2月14日
東日本高速道路（株）
中日本高速道路（株）
西日本高速道路（株）
首都高速道路（株）
阪神高速道路（株）
本州四国連絡高速道路（株）
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

「新たな高速道路料金（案）」等について

平成25年12月20日に国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づく新たな高速道路料金（案）等についてお知らせします。また、本案及び高速道路利便増進計画の変更について国民の皆様から意見募集を開始します。

1. 意見募集対象 「新たな高速道路料金（案）」等
2. 意見募集期間 平成26年2月14日（金）～2月27日（木）
3. 意見送付方法 ホームページまたは郵送
(<http://www.jehdra.go.jp/ikenboshu2602.html>)

「新たな高速道路料金(案)」等について

国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」(平成 25 年 12 月 20 日)に基づき、高速道路会社において平成 26 年 4 月以降の新たな高速道路料金(案)を作成いたしましたのでお知らせします。また、本案及び高速道路利便増進計画の変更に対して、国民の皆様から意見募集します。

○新たな高速道路料金(案)の概要

1. 料金水準について

高速道路の料金水準については、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の 3 つの料金水準を基本として整理を行うこととする。なお、これに伴う料金水準の引き下げは、高速道路債務の返済状況を踏まえ、当面 10 年間実施することとし、ETC 車が約 9 割にも達することから料金徴収コストなどを考慮して引き下げ対象は ETC 車とする。

(1) 普通区間

普通区間の料金水準については、現行の普通車 24.6 円/km (以下料金については普通車を記載)を維持することを基本として、割高な 6 区間(関越トンネル、恵那山トンネル、飛騨トンネル、阪和自動車道(海南～有田)、広島岩国道路、関門橋)、本四高速(陸上部)については 24.6 円/km に引き下げる。

(2) 大都市近郊区間

大都市近郊区間の料金水準については、普通区間より割り増した現行の 29.52 円/km を基本として、現行の水準を維持する。

(3) 海峡部等特別区間

伊勢湾岸道路の料金水準については、現行の 108.1 円/km を維持し、東京湾アクアライン、本四高速(海峡部)については 108.1 円/km に引き下げることを基本とする。

2. 料金割引について

(1) NEXCO

NEXCOの全国路線網の料金割引については、実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引とするとともに、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮して、これまで通りETC車を対象とし、以下のとおり見直す。

①生活対策

- ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直して継続する。
- ・高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率 9.1%に見直して継続する。

②観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の普通車以下の休日割引について、割引率を 3 割として継続する。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成 26 年 6 月末までの間は、平成 25 年度補正予算を財源として現行の割引率 5 割を継続する。

③物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を 40%として継続する。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成 27 年 3 月末までの間は、平成 25 年度補正予算を財源として最大割引率を 50%に拡充する。

④環境対策

- ・並行する一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について、割引率を 3 割として継続する。

⑤アクアライン割引

- ・当分の間、国及び千葉県による負担を前提に、終日 800 円（税込）を継続する。

（２）本四高速

本四高速の料金割引については、緊急経済対策などにより実施された現在の割引後料金や他の交通機関への影響などを考慮して、生活対策、観光振興などの観点から、これまで通りＥＴＣ車を対象として、以下のとおり見直す。

①生活対策

- ・通勤割引について、通勤時間帯を多頻度利用する普通車以下の車両を対象に、現在の通勤割引後料金を上回る区間については、最大で現在の割引後料金を維持する割引に見直して継続する。
- ・高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率 9.1%に見直して継続する。

②観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、普通車以下の休日割引について、現在の休日終日割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持する割引に見直して継続する。

③物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、多頻度割引について、現行の最大割引率 13.8%を継続する。

○高速道路利便増進計画の変更

- ・高速道路利便増進計画によるスマートインターチェンジ整備について、新たな整備着手は終了し、今後は新たな制度に移行する予定である。なお、現在事業中のスマートインターチェンジは引き続き現行の制度による整備を実施する。

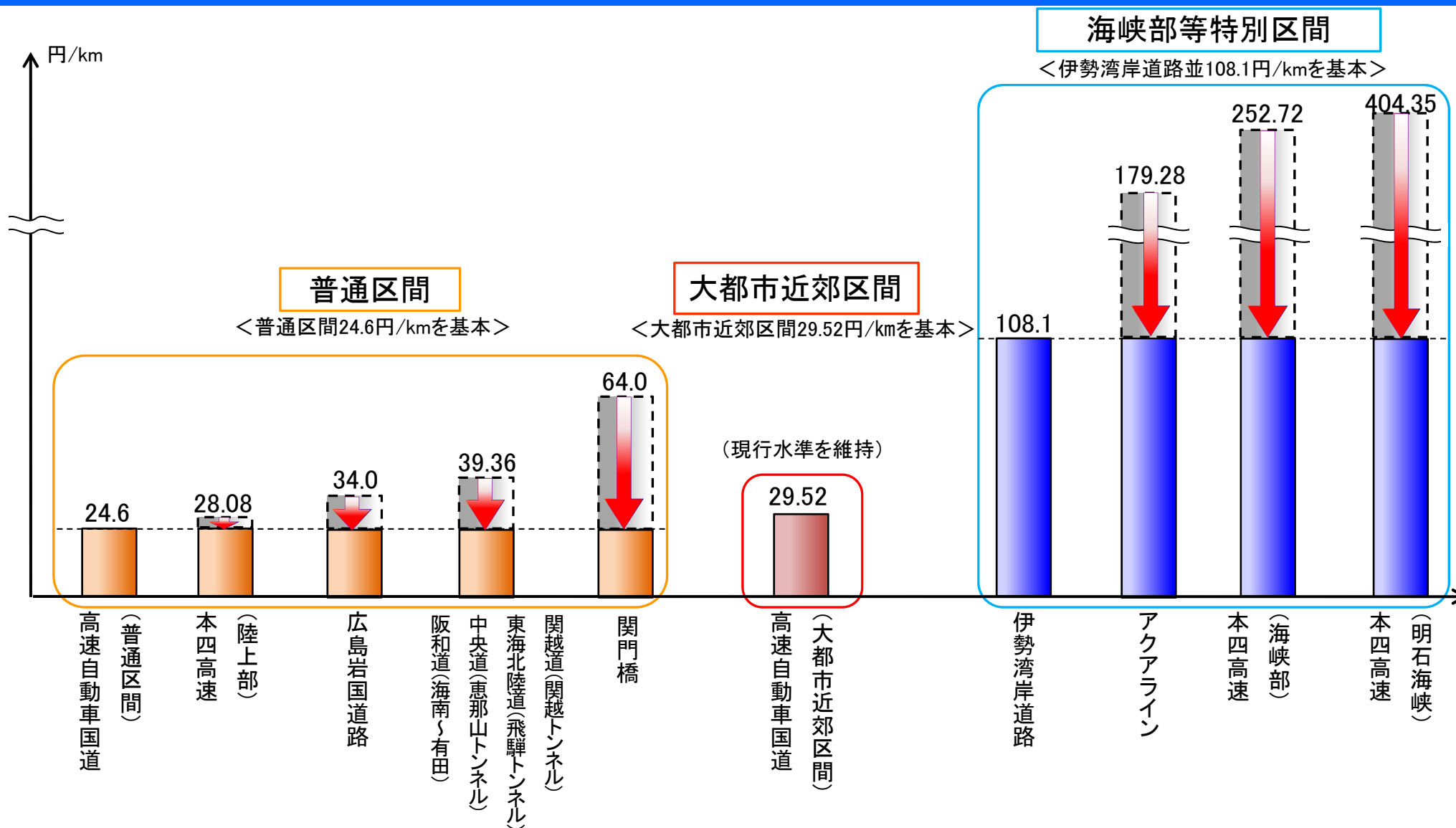
○その他

- ・首都高速については平成 27 年度、阪神高速については平成 28 年度まで現行の料金を継続し、その後、シームレスな料金体系を導入する。
- ・本四高速の料金水準の引き下げ及び料金割引の見直しに当たり、本四高速を全国路線網に編入することとする。
- ・京葉道路については、渋滞対策をさらに進めるための料金を検討中である。
- ・国土交通省が発表した「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について」（平成 26 年 1 月 22 日）を踏まえ、平成 26 年 4 月から消費税率が 5 %から 8 %へ引き上げられることに伴い、消費税率が 8 %となるよう料金に円滑かつ適正に転嫁する。端数処理については、10 円単位、4 捨 5 入を原則とする。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ申請等の手続きを実施します。

「新たな高速道路料金(案)」等について

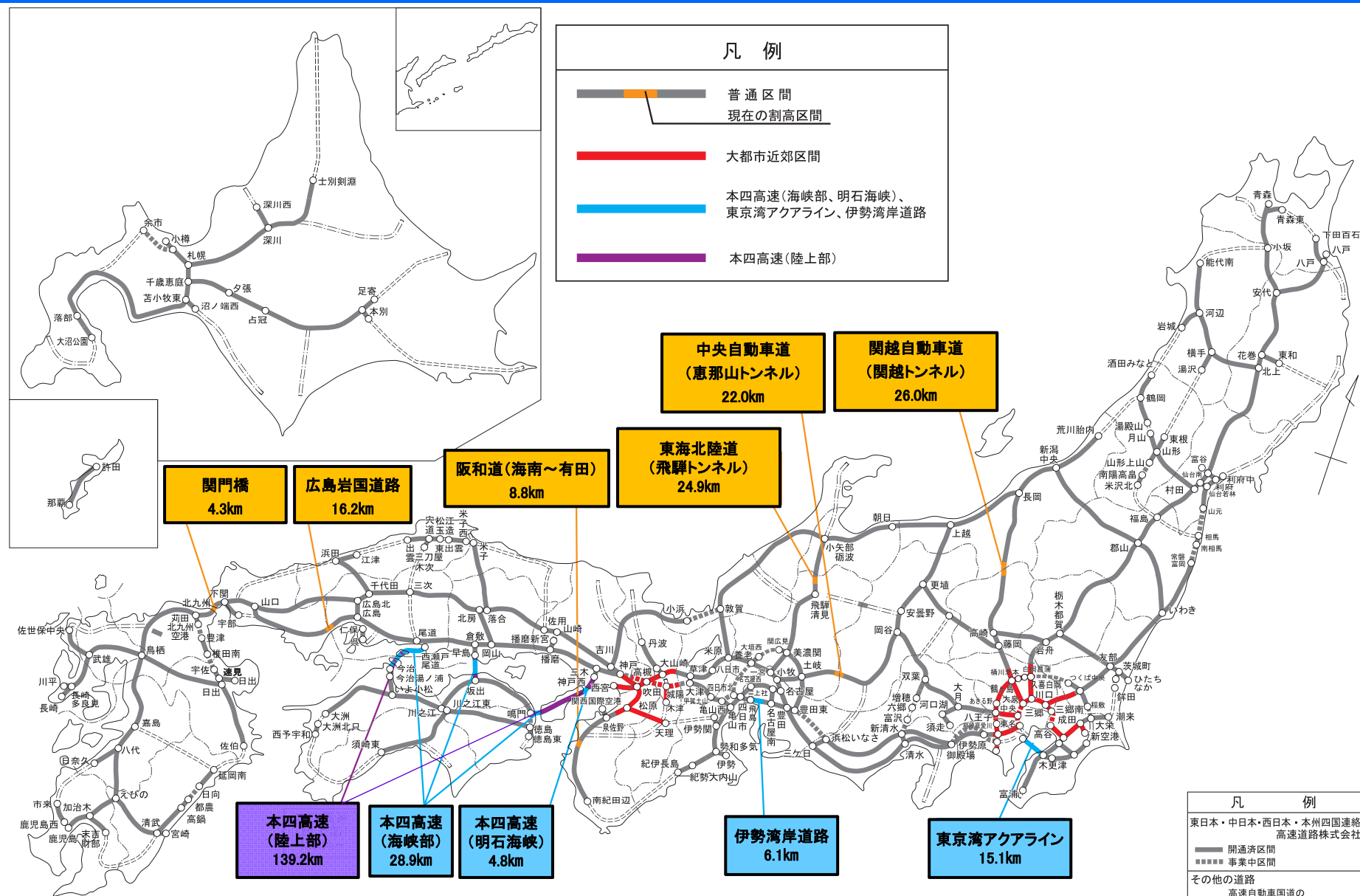
1. 料金水準について（NEXCO、本四高速）



※料金水準引き下げの対象はETC車に限定し、期間は当面10年間とする

注：料金水準については、普通車の場合

【参考1】割高な料金水準となっている区間の位置図〔現況〕



※本四高速の料金については、P9～11、P18、P19参照

平成25年 7月 1日現在

2. 料金割引について (1)NEXCO

<基本的考え方>

○国土交通省が発表した「新たな高速道路の料金に関する基本方針」を踏まえ

- ・実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し
- ・生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

<具体的な内容>

生活対策

- ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直して継続(平日朝夕割引)(P.4)
- ・高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直して継続(P.5)

観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の休日割引について、割引率を3割として継続(P.6)

物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続(P.7)

環境対策

- ・一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について割引率を3割として継続(P.8)

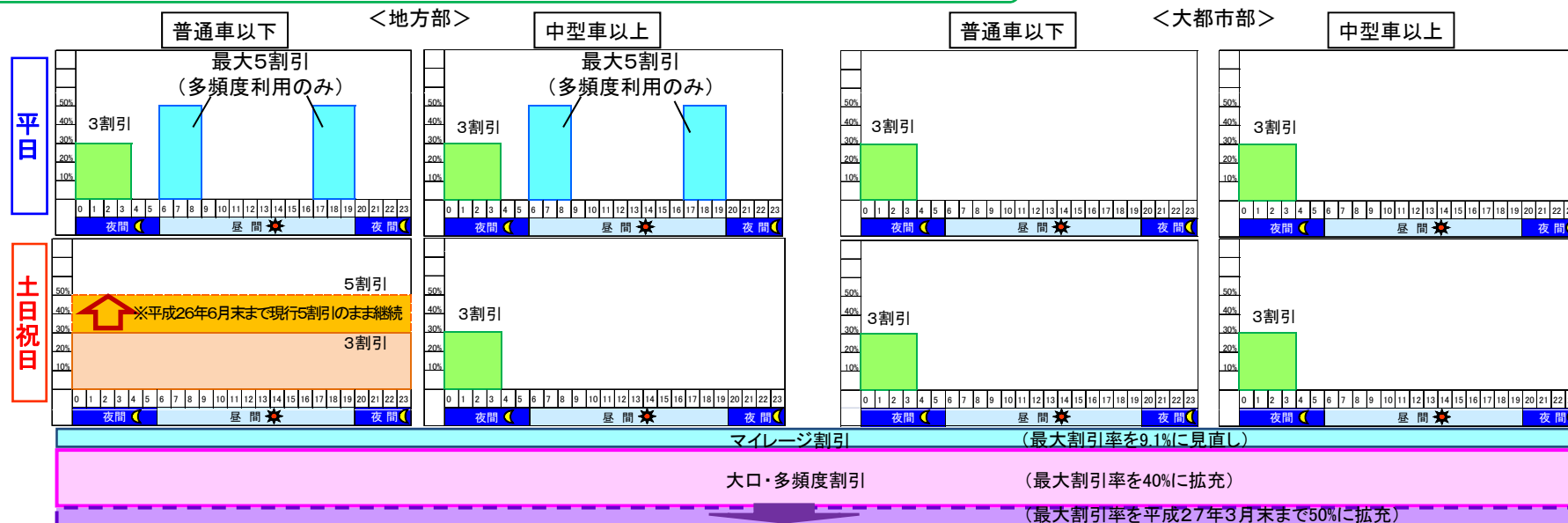
激変緩和※

・地方部の休日割引の割引率を平成26年6月末まで現行5割引のまま継続

激変緩和※

・大口・多頻度割引の最大割引率を平成27年3月末まで40%から50%に拡充

※「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に基づき、一定の期間、激変緩和措置



注1: 上記割引については、ETC車に限定

注2: 休日割引・深夜割引が適用される走行は、平日朝夕割引の対象外

注3: 時間帯割引(休日割引・深夜割引)の適用例は、P.6およびP.8を参照 注4: 地方部・大都市部を跨ぐ走行は、地方部の走行のみに割引適用(平日朝夕割引・休日割引)

激変緩和措置

2. 料金割引について (1)NEXCO

生活対策

1) 平日朝夕割引

■主な目的

高速道路と並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とし、交通容量に余裕のある高速道路の利用を促進

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に、料金所を通過する全車種(最大100km走行分まで)

車両1台につき、朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路(一部※を除く)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路

③割引率

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定
- ・割引対象の利用額に割引率を乗じ、無料走行分として事後還元

月毎の利用回数	割引率(地方部)
5～9回	30%
10回以上	50%

2. 料金割引について (1)NEXCO

生活対策

2)マイレージ割引

■主な目的

高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより高速道路を通行する全車種

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する高速国道及び一般有料道路

③割引率

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
1万円	1,000ポイント	500円分	4.8%
3万円	3,000ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	5,000ポイント	5,000円分	9.1%

※通行料金10円＝1ポイントで設定

※高速道路、一般有料道路共に同じ設定

※ポイントの有効期限(還元額に交換できる期間)は、
ポイントが付いた年度(4月～翌年3月)の翌年度末まで

【参考】現行制度

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
5千円	100ポイント	200円分	3.8%
1万円	200ポイント	500円分	4.8%
3万円	600ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	1,000ポイント	8,000円分	13.8%

※通行料金50円＝1ポイントで計算(高速国道)

※一般有料道路は100円＝1ポイント

■ 主な目的

■新たな割引概要

(経済対策による激変緩和措置)

2. 料金割引について (1)NEXCO

物流対策

4) 大口・多頻度割引

■主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより高速道路を通行する全車種 ※ETCコーポレートカード利用者に限る

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する高速国道

③割引率

1. 車両単位割引の割引率	
自動車1台ごとの1カ月の高速道路のご利用額	割引率※
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

+

2. 契約単位割引	
契約者の1カ月の高速道路の利用額合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台あたりの1カ月平均の利用額が3万円を超える場合	10%

※(): 激変緩和措置の割引率 (措置期間は、平成27年3月末までの間)

2. 料金割引について (1)NEXCO

環境対策

5)深夜割引

■主な目的

一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、深夜(0時～4時)に、高速道路を通行する全車種

②対象道路

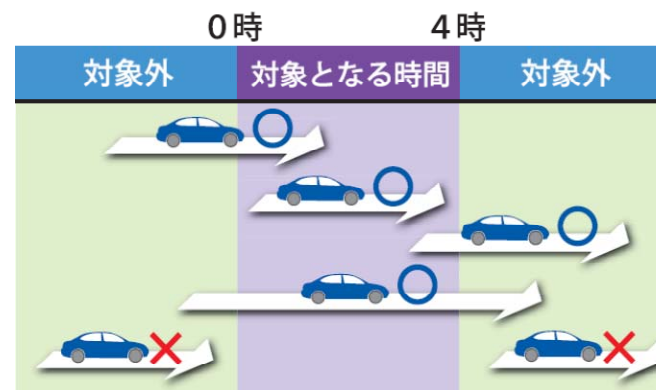
NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する高速国道及び一般有料道路(一部を除く※)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、第二神明道路

③割引率

3割引

<適用例>



2. 料金割引について (2)本四高速

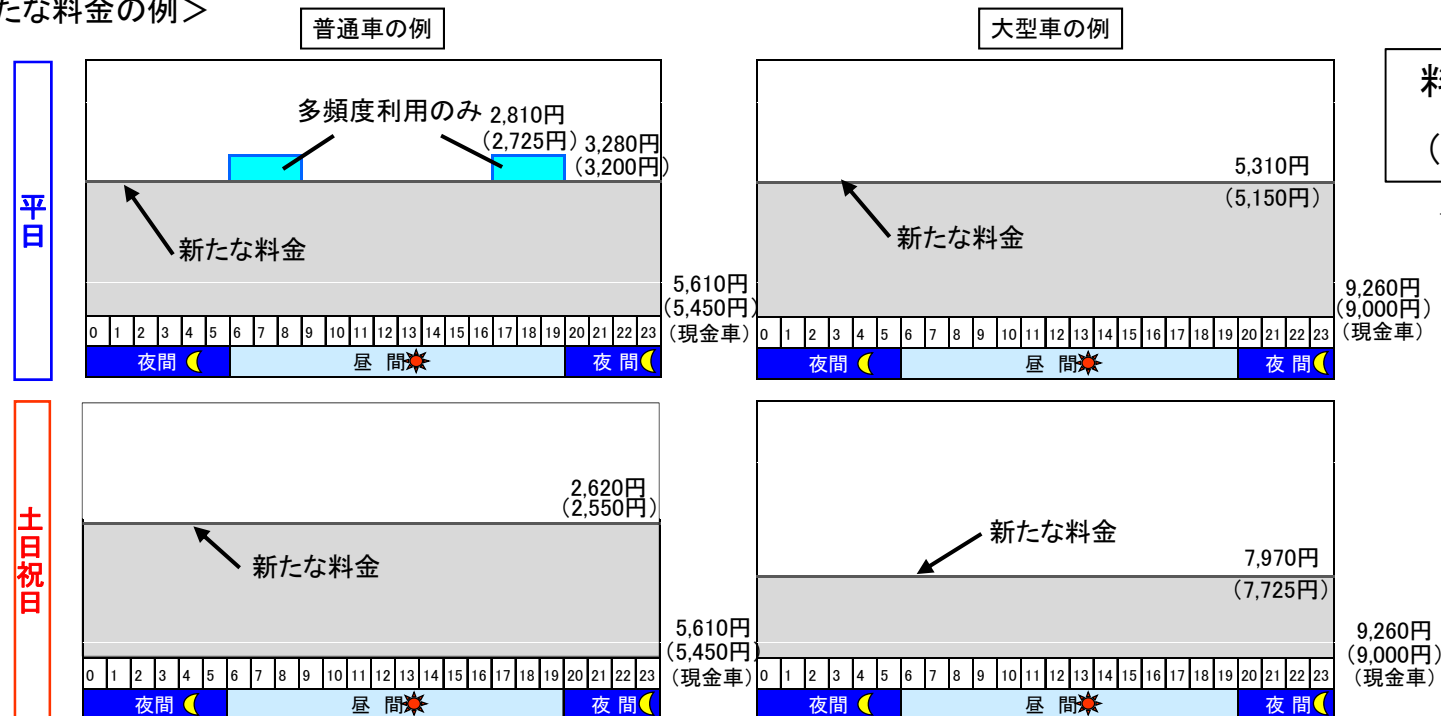
<基本的考え方>

- 国土交通省が発表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」を踏まえ
 - ・現在の割引後料金や他の交通機関への影響を考慮
 - ・生活対策、観光振興などの観点を重視

<具体的な内容>

- 生活対策**
 - ・平日の通勤時間帯に多頻度利用する普通車以下の車両を対象とし、現在の通勤割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持
 - ・本四高速を利用する機会の多い車両の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直して継続
- 観光振興**
 - ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、休日割引について、現在の休日終日割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持
- 物流対策**
 - ・主に業務目的で本四高速を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引(車両単位の割引のみ)について、現行の最大割引率13.8%を継続

<新たな料金の例>



料金は神戸淡路鳴門自動車道
(全線通行、ETC利用)の場合

<()内:消費税5%の場合>

(注)3路線の料金例はP18、P19に記載

マイレージ割引 (最大割引率を9.1%に見直し)

大口・多頻度割引(車両単位の割引のみ)(現行継続:最大割引率13.8%)

2. 料金割引について (2)本四高速

1) 平日朝夕割引

生活対策

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に本四高速の料金所を通過する軽自動車等及び普通車

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

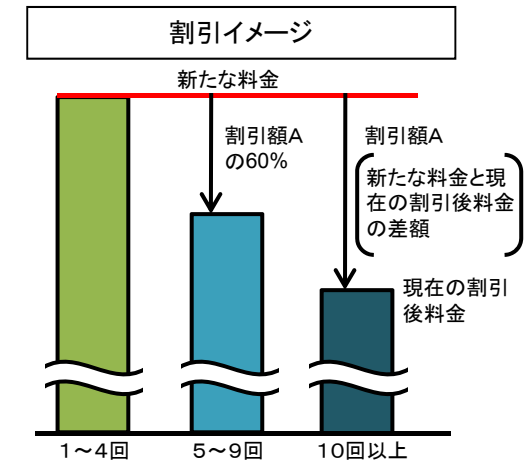
②割引適用後の料金

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引適用後の料金を設定
- ・割引対象の割引適用後の料金との差額を無料走行分として事後還元

月毎の利用回数	割引適用後の料金
5～9回	新たな料金が、現在の通勤割引後料金を上回る区間においては、その差額の60%を新たな料金から差し引いた額
10回以上	新たな料金が、現在の通勤割引後料金を上回る区間においては、現在の通勤割引後料金と同額

(※)対象となる時間帯に通行した、現在の通勤割引後料金を超えない区間の走行も利用回数に含む。
なお、1つの時間帯(3時間)に複数回走行した場合も割引の対象とするが、回数カウントは1回とする。

注)新たな料金と比較する現在の通勤割引後料金は消費税8%に換算したもの



2) 休日割引

観光振興

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、土日祝日に本四高速の料金所を通過する軽自動車等及び普通車

②割引適用後の料金

現在の休日終日割引後料金を上回る区間について、現在の休日終日割引後料金と同額

注) 消費税8%の場合の料金

2. 料金割引について (2)本四高速

3)マイレージ割引

生活対策

■新たな割引概要

①割引対象

ETCシステムにより本四高速を通行する全車種

※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

②割引率

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
1万円	1,000ポイント	500円分	4.8%
3万円	3,000ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	5,000ポイント	5,000円分	9.1%

※通行料金10円＝1ポイントで設定

※ポイントの有効期限(還元額に交換できる期間)は、

ポイントが付いた年度(4月～翌年3月)の翌年度末まで(なお、他社のポイントとの合算はできない)

【参考】現行制度

利用額	ポイント交換単位	還元額(無料走行分)	割引率
5千円	100ポイント	200円分	3.8%
1万円	200ポイント	500円分	4.8%
3万円	600ポイント	2,500円分	7.7%
5万円	1,000ポイント	8,000円分	13.8%

※通行料金50円＝1ポイントで計算

4)大口・多頻度割引

物流対策

■割引概要(現行から変更なし)

①割引対象

ETCシステムにより本四高速を通行する全車種

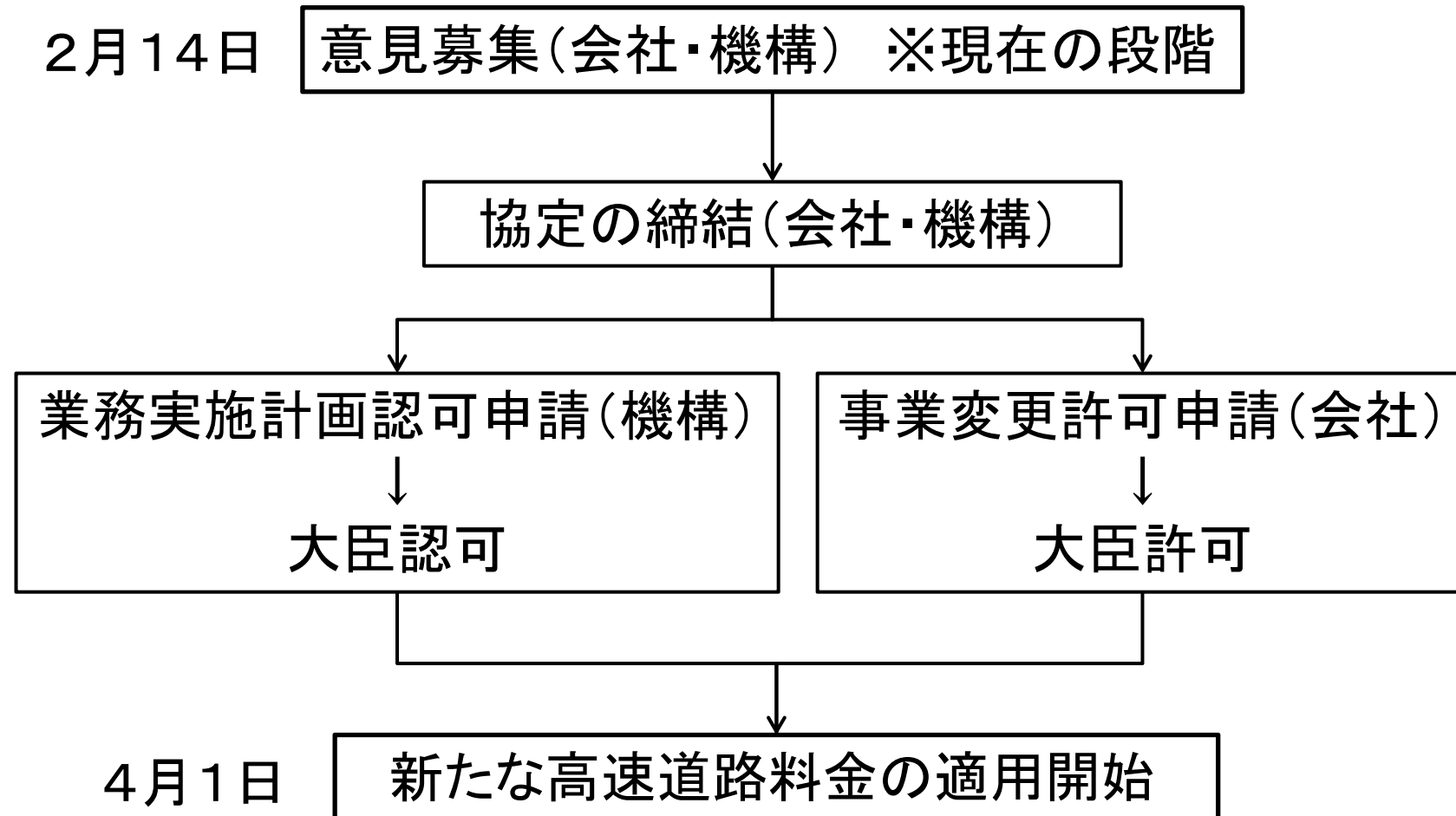
※ETCコーポレートカード利用者に限る

②割引率

本四高速のご利用額に応じて、
右記割引率を適用

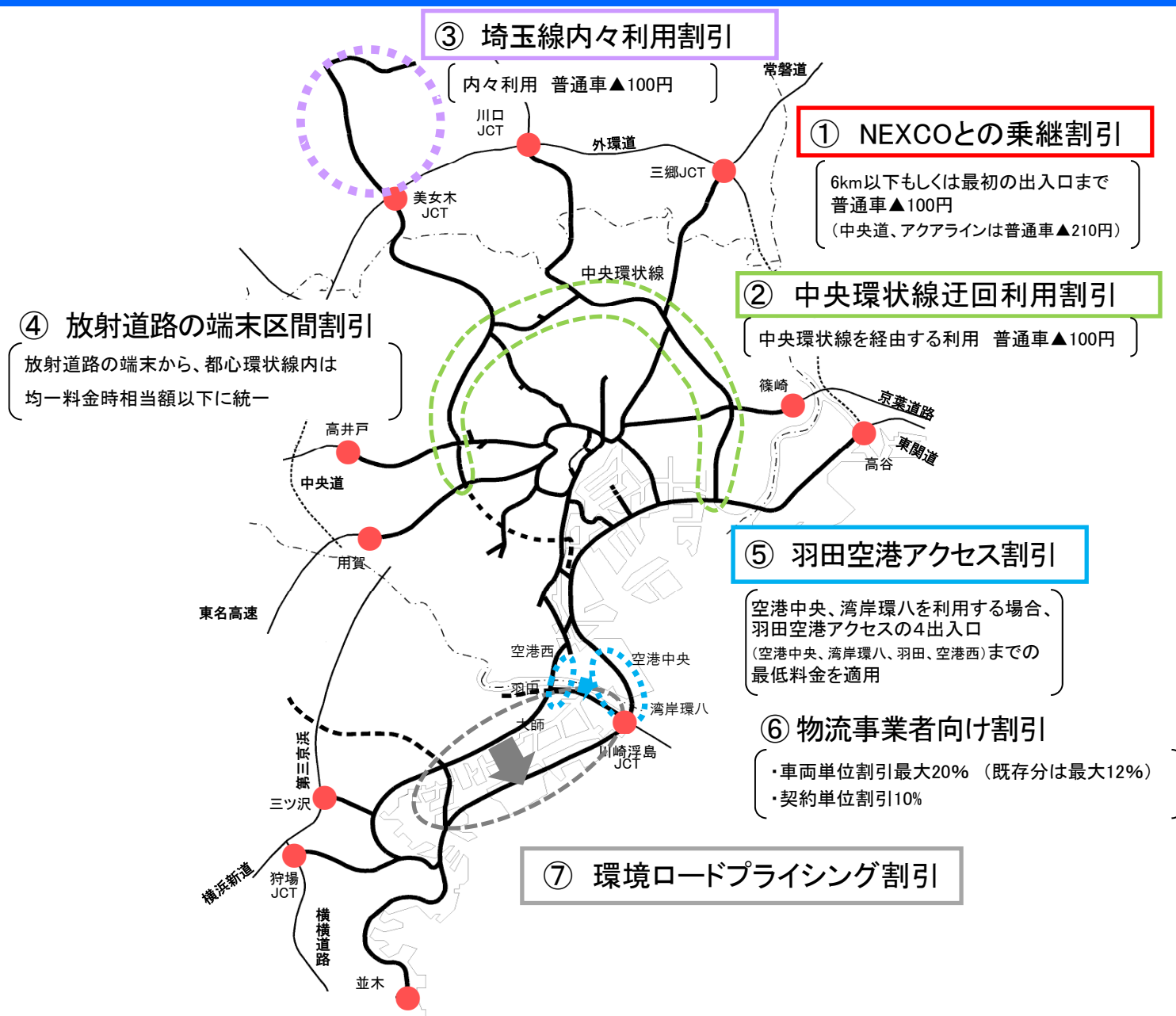
車両単位割引の割引率	
自動車1台ごとの1カ月の本四高速のご利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9%
5万円を超える部分	13.8%

今後の手続きの流れについて



首都高速・阪神高速の主な料金割引

料金割引について（首都高速）



料金割引について（阪神高速）

《阪神圏》

① NEXCO・本四との乗継割引

阪神高速の利用距離が6km以下の出入口まで
普通車▲100円

② 西線内々利用割引

6km超の内々利用に適用
普通車 ▲100円～▲110円

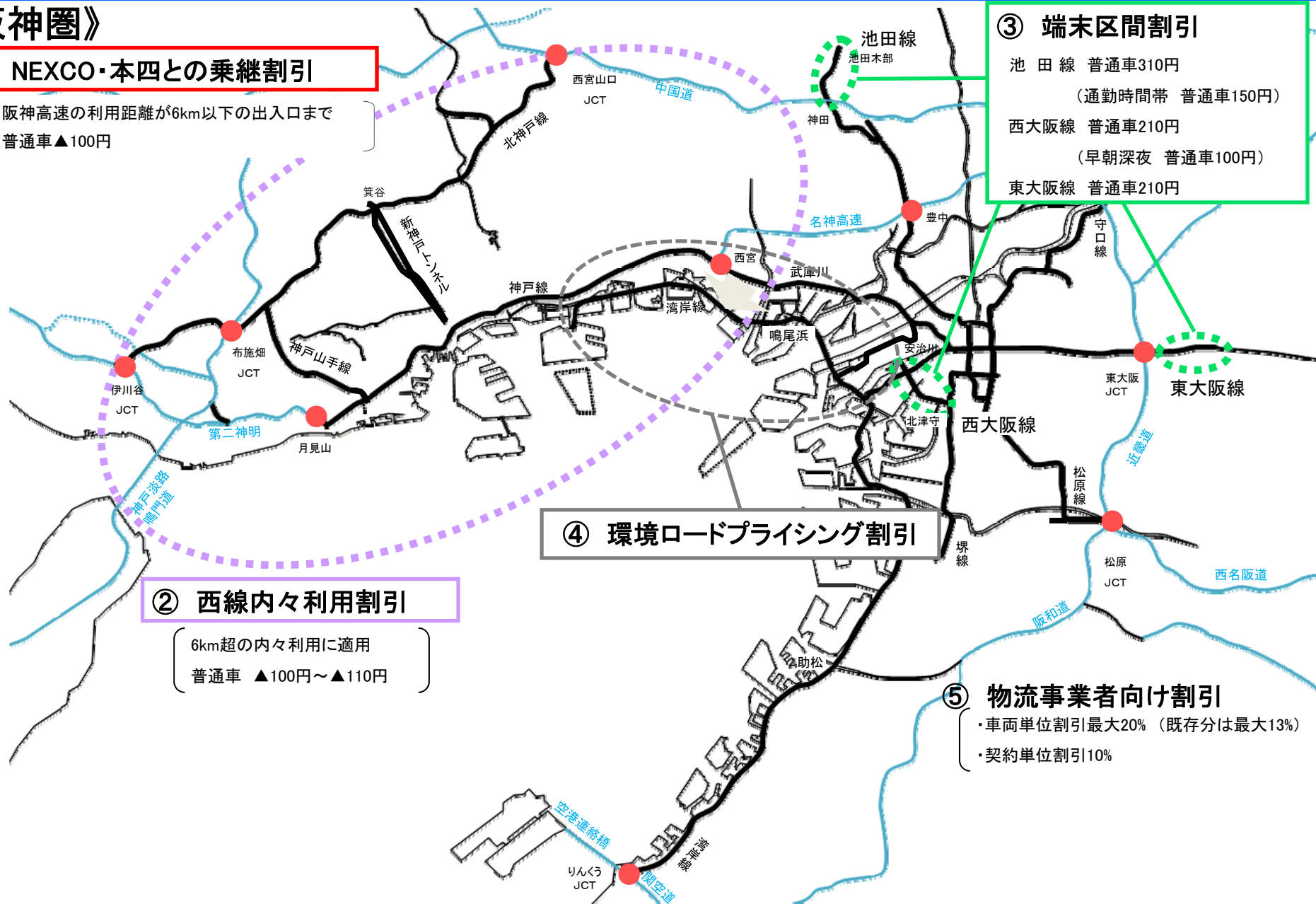
③ 端末区間割引

池田線 普通車310円
（通勤時間帯 普通車150円）
西大阪線 普通車210円
（早朝深夜 普通車100円）
東大阪線 普通車210円

④ 環境ロードプライシング割引

⑤ 物流事業者向け割引

- ・車両単位割引最大20%（既存分は最大13%）
- ・契約単位割引10%



新たな料金の例（消費税 8 % 転嫁後）

NEXCO: 普通車(ETC車)

① 仙台宮城IC～福島飯坂IC [67.5km、定価1,900円(5%)→1,960円(8%)]

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日6-9、17-20)	950円 (5割引)	950円 (5割引)	950円 ^(※2) (最大5割引)	980円 ^(※2) (最大5割引)
深夜 (全日 0-4時)	950円 (5割引)	1,350円 (3割引)	1,350円 (3割引)	1,370円 (3割引)
休日 (土日祝日 終日)	950円 (5割引)	1,900円 (割引なし)	1,350円 (3割引) 950円 (5割引)	1,370円 (3割引) 980円 (5割引)

② 東京IC～横浜青葉IC [13.3km、定価550円(5%)→590円(8%)]

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日6-9、17-20)	550円 (割引なし)	550円 (割引なし)	550円 (割引なし)	590円 (割引なし)
深夜 (全日 0-4時)	300円 (5割引)	300円 (5割引)	400円 (3割引)	410円 (3割引)
休日 (土日祝日 終日)	400円 (3割引)	550円 (割引なし)	550円 (割引なし)	590円 (割引なし)

③ 太宰府IC～熊本IC [91.2km、定価2,500円(5%)→2,590円(8%)]

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日6-9、17-20)	1,250円 (5割引)	1,250円 (5割引)	1,250円 ^(※2) (最大5割引)	1,300円 ^(※2) (最大5割引)
深夜 (全日 0-4時)	1,250円 (5割引)	1,750円 (3割引)	1,750円 (3割引)	1,810円 (3割引)
休日 (土日祝日 終日)	1,250円 (5割引)	2,500円 (割引なし)	1,750円 (3割引) 1,250円 (5割引)	1,810円 (3割引) 1,300円 (5割引)

④ 新潟西IC～大津IC [542.0km、定価10,850円(5%)→11,100円(8%)]

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日6-9、17-20)	9,850円 (100kmまで 5割引)	10,850円 (割引なし)	9,850円 ^(※2) (100kmまで 最大5割引)	10,080円 ^(※2) (100kmまで 最大5割引)
深夜 (全日 0-4時)	5,450円 (5割引)	7,600円 (3割引)	7,600円 (3割引)	7,770円 (3割引)
休日 (土日祝日 終日)	5,450円 (5割引)	10,850円 (割引なし)	7,600円 (3割引) 5,450円 (5割引)	7,770円 (3割引) 5,550円 (5割引)

(注)左記のうち、
・消費税5%の場合、24捨25入の端数処理を行い、50円単位とした料金を記載。

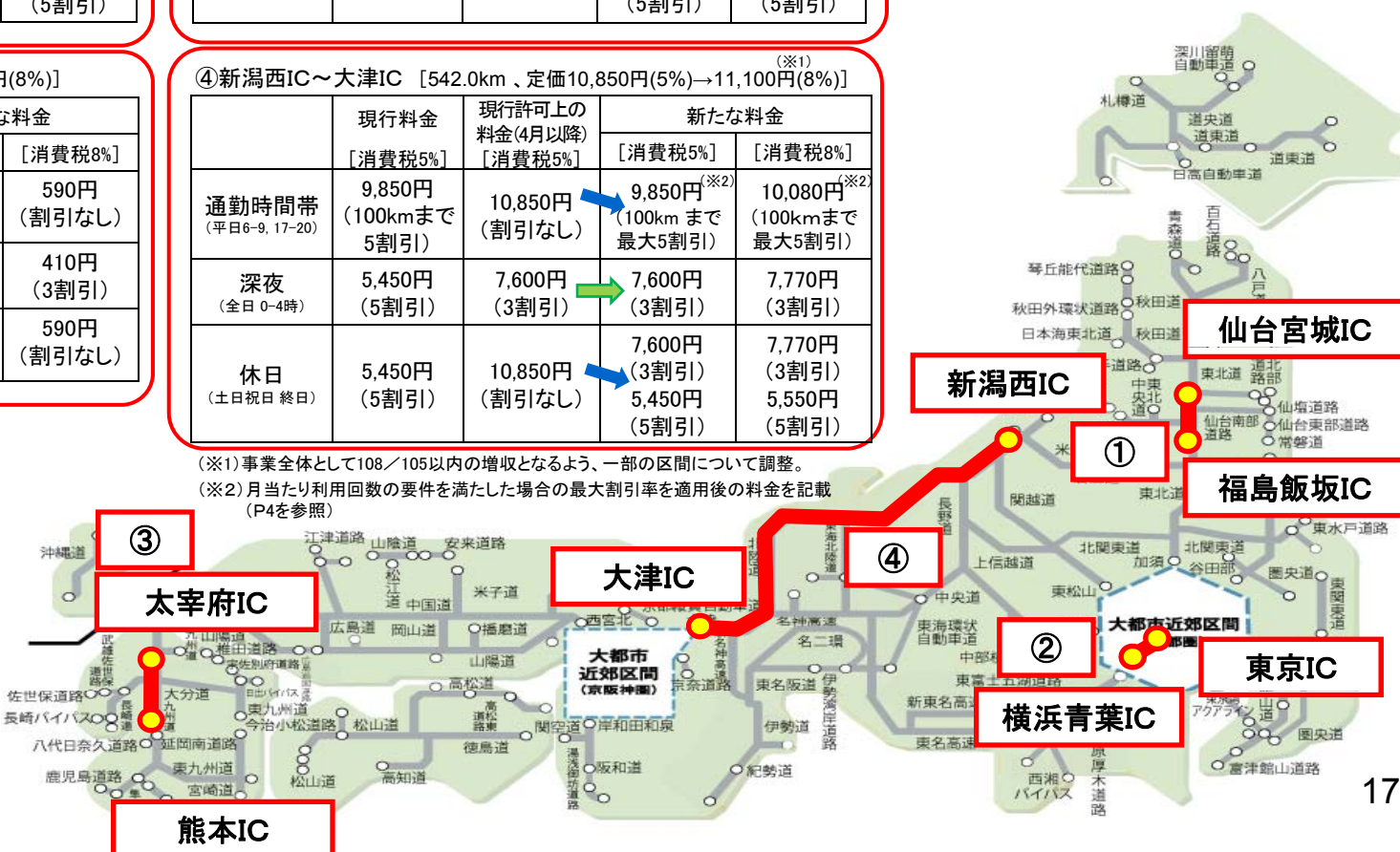
・消費税8%の場合、4捨5入の端数処理を行い、10円単位とした料金を記載。

割引適用後の料金は、定価料金を割引を適用したのち、端数処理をした金額となります。

高速自動車国道の基礎的な料金体系

▼定価料金
 $(150円 \times ① + 24.6円/km \times ② \times L) \times (1 + \text{消費税率})$

※①: 利用1回あたりの料金(ターミナルチャージ)
 ※②: 料率(普通区間は24.6円/km、大都市近郊区間は29.52円/km)
 L: 利用距離(km)
 ※100km以上を走行する場合は、距離に応じて、100kmを超え200kmまでの部分について25%割引、200kmを超える部分に30%割引となります。



(※1) 事業全体として108/105以内の増収となるよう、一部の区間について調整。

(※2) 月当たり利用回数の要件を満たした場合の最大割引率を適用後の料金を記載(P4を参照)

本四高速：普通車(ETC車)

①神戸西IC～鳴門IC

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日 6-9,17-20時)	2,725円 (5割引)	5,150円 (5.5%割引) →	2,725円※ (現行割引同額)	2,810円※
深夜(平日 0-4時) 夜間の一部 (平日 22-24,4-6時)	2,725円 (5割引)	5,150円 (5.5%割引) →	3,200円 (割引なし)	3,280円 (割引なし)
昼間(平日 9-17時) 夜間の一部 (平日 20-22時)	3,815円 (3割引)			
休日 (土日祝日 終日)	2,550円 (50～55%割引)	5,150円 (5.5%割引) →	2,550円 (現行割引同額)	2,620円

②早島IC～坂出IC

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日 6-9,17-20時)	2,050円 (5割引)	3,874円 (5.5%割引) →	2,050円※ (現行割引同額)	2,110円※
深夜 (平日 0-4時)	2,050円 (5割引)	3,874円 (5.5%割引) →	2,200円 (割引なし)	2,270円 (割引なし)
昼間(平日 9-17時) 夜間 (平日 4-6,20-24時)	2,870円 (3割引)			
休日 (土日祝日 終日)	1,900円 (50～55%割引)	3,874円 (5.5%割引) →	1,900円 (現行割引同額)	1,950円

③西瀬戸尾道IC～今治IC

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日 6-9,17-20時)	2,350円 (5割引)	4,440円 (5.5%割引) →	2,350円※ (現行割引同額)	2,420円※
深夜 (平日 0-4時)	2,350円 (5割引)	4,440円 (5.5%割引) →	2,800円 (割引なし)	2,890円 (割引なし)
昼間(平日 9-17時) 夜間 (平日 4-6,20-24時)	3,290円 (3割引)			
休日 (土日祝日 終日)	2,200円 (50～55%割引)	4,440円 (5.5%割引) →	2,200円 (現行割引同額)	2,260円



(※) 月当たり利用回数の要件を満たした場合の最大割引率を適用後の料金を記載(P10を参照)

注) 事業全体として108/105以内の増収となるよう、一部の区間について調整。

注) 上記のうち、

・消費税5%の場合、24捨25入の端数処理を行い、50円単位とした料金を記載(割引適用後の料金は、定価料金に割引を適用したのちの端数処理は行っていない。)

・消費税8%の場合、4捨5入の端数処理を行い、10円単位とした料金を記載(割引適用後の料金は、定価料金に割引を適用したのち、端数処理をした金額となります。)

本四高速:大型車(ETC車)

①神戸西IC～鳴門IC

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤時間帯 (平日 6-9,17-20時) 深夜(平日 0-4時) 夜間の一部 (平日 22-24,4-6時)	4,500円 (5割引)	8,505円 (5.5%割引)	5,150円 (割引なし)	5,310円 (割引なし)
昼間(平日 9-17時) 夜間の一部 (平日 20-22時)	6,300円 (3割引)			
休日深夜 (土日祝日 0-4時)	6,300円 (3割引)	9,000円 (割引なし)	7,750円 (割引なし)	7,970円 (割引なし)
休日深夜以外 (土日祝日 4-24時)	9,000円 (割引なし)			

②早島IC～坂出IC

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤(6-9,17-20時) 深夜(0-4時)	3,400円 (5割引)	6,426円 (5.5%割引)	3,550円 (割引なし)	3,640円 (割引なし)
昼間(9-17時) 夜間(4-6,20-24時)	4,760円 (3割引)			
休日深夜 (土日祝日 0-4時)	4,760円 (3割引)	6,800円 (割引なし)	5,350円 (割引なし)	5,460円 (割引なし)
休日深夜以外 (土日祝日 4-24時)	6,800円			

③西瀬戸尾道IC～今治IC

	現行料金 [消費税5%]	現行許可上の 料金(4月以降) [消費税5%]	新たな料金	
			[消費税5%]	[消費税8%]
通勤(6-9,17-20時) 深夜(0-4時)	3,850円 (5割引)	7,275円 (5.5%割引)	4,350円 (割引なし)	4,450円 (割引なし)
昼間(9-17時) 夜間(4-6,20-24時)	5,390円 (3割引)			
休日深夜 (土日祝日 0-4時)	5,390円 (3割引)	7,700円 (割引なし)	6,550円 (割引なし)	6,690円 (割引なし)
休日深夜以外 (土日祝日 4-24時)	7,400円 (連続利用 割引)			



注)事業全体として108/105以内の増収となるよう、一部の区間について調整。

注)上記のうち、

・消費税5%の場合、24捨25入の端数処理を行い、50円単位とした料金を記載(割引適用後の料金は、定価料金に割引を適用したのちの端数処理は行っていない。)

・消費税8%の場合、4捨5入の端数処理を行い、10円単位とした料金を記載(割引適用後の料金は、定価料金に割引を適用したのち、端数処理をした金額となります。)

首都高速・阪神高速

首都高速

	平成26年4月1日以降	
	普通車	大型車
6. 0km以下	510円	1,030円
6. 0km超～12. 0km以下	610円	1,230円
12. 0km超～18. 0km以下	720円	1,440円
18. 0km超～24. 0km以下	820円	1,650円
24. 0km超	930円	1,850円

- (注) ・ 上記額はETC車の場合（距離別料金）
 ・ 現金車については一部の区間を除き、普通車930円、大型車1,850円
 ・ 事業全体として108／105以内の増収となるよう調整

阪神高速(阪神圏)

	平成26年4月1日以降	
	普通車	大型車
6. 0km以下	510円	1,030円
6. 0km超～12. 0km以下	610円	1,230円
12. 0km超～18. 0km以下	720円	1,440円
18. 0km超～24. 0km以下	820円	1,650円
24. 0km超	930円	1,850円

- (注) ・ 上記額はETC車の場合（距離別料金）
 ・ 現金車については一部の区間を除き、普通車930円、大型車1,850円
 ・ 事業全体として108／105以内の増収となるよう調整